



熊本県公報

第13471号
令和7年(2025年)
9月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部改正	(管理調達課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録	(高齢者支援課) 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(") 2
○避難所用段ボールベッド等の競争入札参加資格等	(管理調達課) 2
○保安林の指定の解除に関する予定	(森林保全課) 3
公 告	
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 3
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 4
○熊本都市計画道路(中九州横断道路大津熊本線)の変更	(") 4
○熊本都市計画道路(中九州横断道路熊本環状連絡線)の変更	(") 4
○大津都市計画道路(中九州横断道路大津熊本線)の変更	(") 4
○避難所用段ボールベッド等の一般競争入札の実施	(管理調達課) 5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 9
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(") 9
登 載 依 頼	
○令和7年度(2025年度)第2回熊本県労働審議会を開催	(労働審議会) 9
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程	(企業局総務経営課) 10
○小型機船底びき網漁業(手繰第1種漁業手繰網漁業)の適正操業に係る委員会指示	(天草不知火海区漁業調整委員会) 10
○有明海自動車航送船組合職員採用試験(一般事務)の実施	(有明海自動車航送船組合) 11
○令和7年度(2025年度)熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の開催	(環境審議会鳥獣部会) 11

告 示

熊本県告示第687号
随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和7年9月26日

熊本県知事 木 村 敬

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領の一部を改正する要領

随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領(平成17年熊本県告示第1149号)の一部を次のように改正する。
第7条第1項第4号中「10万円」を「20万円」に改める。
附 則
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

熊本県告示第688号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年(2025年)9月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年(2025年)9月26日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村大字田尻字下 鳶巣 1 4 8 6 番 4 地先から	前	8.2 ～ 11.1	106.1	仮設道路の撤去
				6.0 ～ 10.5	91.6	
		阿蘇郡産山村大字山鹿字竹ノ屋所 1 4 1 5 番 1 地先まで	後	8.2 ～ 11.1	106.1	

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）9月26日

熊本県告示第689号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録略痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人八代桜十字 八代市古閑浜町西浜町3401	住宅型有料老人ホーム木春やつしろ 八代市高下西町1426	431100481	令和7年（2025年）9月20日	有料老人ホーム

熊本県告示第690号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
医療法人八代桜十字 八代市古閑浜町西浜町3401	住宅型有料老人ホーム木春やつしろ 八代市高下西町1426	431100481	令和7年（2025年）9月20日	有料老人ホーム

熊本県告示第691号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
避難所用段ボールベッド等 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め

- る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）10月10日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第692号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年（2025年）9月26日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町（国有林）（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第563号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和7年（2025年）9月26日

- 熊本県知事 木 村 敬
- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
豊永 テルミ （亡）豊永 優	人吉市	板崎 巳喜雄	人吉市	人吉市下原田町字瓜生田字高千穂885-1ほか4筆
迫田 重克	人吉市	迫田 節雄	人吉市	人吉市井ノ口町字薄原665-1
川内 正光	人吉市	迫田 節雄	人吉市	人吉市合ノ原町字峰崎589-1ほか1筆
宮地 博美	兵庫県太子町	高村 満夫	錦町	人吉市下漆田町字開2667
宮地 博美	兵庫県太子町	東 悟	人吉市	人吉市下漆田町字開2686

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市上原田町字菖蒲字中菖蒲1440-1 ほか2筆

2 認可年月日
令和7年（2025年）9月16日

熊本県公告第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和7年九州地方整備局告示第102号熊本都市計画公園事業6・6・3号熊本県民総合運動公園
- 3 事務所の所在地 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 県央広域本部
- 4 事業施行期間 令和7年（2025年）9月8日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本市東区平山町地内
使用の部分 なし

熊本県公告第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、合志市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本県合志市大字幾久富字笹山、大字上庄字壺ノ口、大字合生字辻原及び字小合志原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、合志市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和7年（2025年）9月26日から令和7年（2025年）10月10日まで
（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第566号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
なお、合志市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。
令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本県合志市大字野々島字沖野の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、合志市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和7年（2025年）9月26日から令和7年（2025年）10月10日まで
（行政機関の休日を除く。）

熊本県公告第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18

条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和7年(2025年)9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 都市計画の種類
大津都市計画道路
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本県菊池郡大津町大字杉水字一の迫及び字東岩迫の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、大津町都市整備部建設課
- 4 縦覧期間
令和7年(2025年)9月26日から令和7年(2025年)10月10日まで
(行政機関の休日を除く。)

熊本県公告第568号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
避難所用段ボールベッド等 一式
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中心区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。
 - (4) 納入期限
令和8年(2026年)3月27日(金)
 - (5) 納入場所
発注仕様書のとおり
 - (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等して使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする(配送費等納入に要する一切の費用を含む。)。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
 - (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要となるときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更

が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和7年（2025年）10月10日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年

熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 本納入しようとする物品の仕様を示す書類を健康福祉政策課へ提出し、審査を受け、

本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に

係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）

を受けた者であること。なお、健康福祉政策課の審査を受ける期間は公告の日から令

和7年（2025年）10月21日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間がな

い場合もある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)

アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを

超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げ

る書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書

類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出す

ること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ

れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限

る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和7年（2025年）10月30日（木）午後3時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出

があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）10月

30日（木）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札

説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日

から令和7年（2025年）11月12日（水）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（

2025年）11月11日（火）午後3時までに電子入札システムにより入札する

こと。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和7年（2025年）11月12日（水）午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）11月11日（火）（必着）までに1（2）の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1（1）の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1（1）の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員）の下に（3）イ（イ）の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1（2）の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4（3）イ（ア）の日時までとする。

1（2）の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の可否

要

- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項を種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）

c 提出期限 5(3)の申出期限

d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:

A set of cardboard beds used for evacuation shelter, etc.

- (2) Delivery period:

March 27, 2026

- (3) Delivery Place:

Kumamoto City Tobu Environmental Factory Stockyard (2570

- Toshima-machi, higashi-ku, Kumamoto City) and nine other locations (For details, refer to specification sheet)
- (4) Date and Place for tender:
Date: November 12, 2025 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Procurement Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570 Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than Date: November 11, 2025
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷1699番及び同1700番1
247.66平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区若葉五丁目2番46号エミネンス若葉103
都山 慶彦
都山 愛

熊本県公告第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字豊秋字高畑484番2、同484番3、同493番1、同493番3、同493番4及び同494番1並びに同字田代畑527番1
5,528.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡御船町豊秋字高畑484番地
株式会社ツツミ

登載依頼**熊本県労働審議会公告第2号**

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和7年（2025年）9月26日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
令和7年（2025年）10月3日（金）
午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) ブライト企業の認定等について
(2) 産業人材の育成・確保に関する取組みについて
- 4 傍聴者の定員
5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課）
（電話096-333-2339）

熊本県公営企業管理規程第5号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年（2025年）9月26日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程
熊本県企業局会計規程（昭和39年熊本県電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第39条の2中「日本電信電話株式会社」を「NTT株式会社」に改める。

第90条の2第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

第90条の3第1項各号列記以外の部分中「令第21条の14第1項第3号及び第4号」を「令第21条の13第1項第3号及び第4号」に改める。

第91条第1項第3号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第2項第3号中「100万円」を「200万円」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第3項中「30万円」を「50万円」に改める。

第94条第1項第1号中「100万円」を「200万円」に改める。

第117条の4各号列記以外の部分中「地方自治法第243条の2の2第1項」を「地方自治法第243条の2の8第1項」に改める。

第119条本文中「令第22条の5」を「令第22条の4」に改める。

附 則

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第39条の2の改正規定は公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の熊本県企業局会計規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引又は契約の申込みに係る契約については、なお従前の例による。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第206号

天草海における手繰第1種漁業手繰網漁業の操業に係る制限について、適正操業の確保及び漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年（2025年）9月26日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江 口 幸 男

1 指示の内容

- (1) 制限の対象となる漁業種類

天草海を操業区域とする手繰第1種漁業手繰網漁業

- (2) 制限する内容

ア 一本釣り漁業及びはえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く）の操業を妨げてはならない。

イ 網口（荒手網前端）から5メートル以内に、高さ1メートル以内の手木を付けなければならない。

ウ 手木（手木に付ける股綱の長さは、片側1.5メートル以内）からの曳綱は片袖1本でなければならない。

エ 網丈の最大の高さ（袖網と袋網との接合部における網丈）は、15メートル以内でなければならない。

オ 沈子綱は、グランドロープ（チェーン又はワイヤーロープにストランドロープや古綱を巻いたもの、又はゴム製の筒を取り付けたもの）でなければならない。

カ 曳綱にオドシを付けてはならない。

キ 曳綱（股綱と曳綱の接合部を除く）1本に付ける沈子（チェーン等）は、1ヶ所であなければならない。

2 指示の有効期間

令和7年（2025年）10月1日から令和9年（2027年）5月31日までとする。

有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施（公告）
令和7年度第2回有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施について、次のとおり告知する。
令和7年9月26日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

1 試験職種及び職務内容

試験職種	職 務 内 容
一般事務	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

- 2 給与
初任給は、採用される人の職務経験等に応じて決定する。
- 3 受験資格
平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
- 4 第1次試験
(1) 試験種目
教養試験、事務適性検査、性格特性検査
(2) 試験の実施日
令和7年11月23日（日）
(3) 試験地
長崎県島原市
(4) 第1次試験合格者発表
令和7年12月中旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。
- 5 第2次試験
(1) 試験種目
人物試験（個別面接）及び作文試験
(2) 試験の実施日及び試験場所
第1次試験合格者に別途通知する。
- 6 最終合格者発表
合格者は別途書面で通知する。
- 7 受験手続
(1) 試験案内及び受験申込書の入手方法
① インターネットで出力する場合は、有明海自動車航送船組合のホームページ上よりダウンロードすること。
② 直接請求する場合は、有明海自動車航送船組合事業部総務課で受験申込書を受け取ること。
③ 郵便にて請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送すること。
(2) 受験の申込み
受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、有明海自動車航送船組合事業部総務課に持参または封書（簡易書留）にて郵送すること。
(3) 申込受付期間
令和7年9月16日（火）から令和7年10月31日（金）までの必着とする。
- 8 その他
詳細な採用試験の案内については、有明海自動車航送船組合のホームページ上に掲載している。
受験手続その他受験に関する問い合わせは、有明海自動車航送船組合事業部総務課に行うこと。
有明海自動車航送船組合 事業部総務課
郵便番号 859-1311 長崎県雲仙市国見町土黒甲2-28
電話 0957-78-3358

熊本県環境審議会鳥獣部会公告第1号
令和7年度（2025年度）熊本県環境審議会第1回鳥獣部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。
令和7年（2025年）9月26日
熊本県環境審議会鳥獣部会部会長 岡 本 智 伸

- 1 開催日時
令和7年（2025年）10月3日（金） 15時00分から16時30分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター303会議室
- 3 議題

- (1) 市房鳥獣保護区市房特別保護地区の指定について
- (2) 白髪岳鳥獣保護区白髪岳特別保護地区の指定について
- (3) 第13次鳥獣保護管理事業計画の変更について
- (4) 第二種特定鳥獣管理計画(二ホンジカ)の変更について
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、会場にて14時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
(電話096-333-2275)